

平成 14 年 5 月 22 日

各 位

店

会 社 名 スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社
代表者の役職名 代表取締役社長 阿 部 修 平
(登録銘柄 コード番号 : 8739)
問い合わせ先 取締役 総務経理部長 小 須 田 建 三
電 話 番 号 0 3 - 5 4 3 5 - 8 2 0 0

新株予約権方式によるストックオプションの付与に関するお知らせ

当社は、平成 14 年 5 月 22 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、下記のとおりストックオプションの実施を目的として、株主以外の者に対して特に有利なる条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案について、平成 14 年 6 月 28 日開催予定の当社第 13 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社及び当社子会社の取締役及び使用人の業績向上に対する貢献意欲や士気を高めるとともに優秀な人材を確保することを目的として、以下の要領で株主以外の者に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行致したく存じます。

なお、ストック・オプションの目的で発行することから、下記要領に記載のとおり、本新株予約権については無償で発行し、新株予約権行使時に払込みをする金額は、新株予約権発行時点の時価を基準とした価格としております。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社ならびに当社子会社の取締役及び使用人

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 500 株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割 (または併合) の比率

(3) 発行する新株予約権の総数

500 個 (新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数 1 株)

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権行使時に払込みをすべき金額

新株予約権行使時に払込みをすべき金額は、新株予約権発行日の属する月の前々月及び

前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の日本証券業協会が公表する当社普通株式の最終価格（以下「最終価格」という）の平均値の金額に新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。以下「払込価額」という。）とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行（新株予約権の行使の場合及び平成14年4月1日改正前商法に定める新株引受権証券ならびに同法第280条/19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成17年7月1日から平成23年6月30日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社及び関連会社の取締役、監査役及び使用人、ならびに当社顧問などの地位にあることを要する。ただし、当社に特別の貢献があったと認められる場合等には、取締役会の決議で、退職後等も新株予約権を行使できる場合がある。

② その他の条件は取締役会決議により決定するものとする。

(8) 新株予約権の消滅事項及び条件

① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合は、取締役会の決議をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で消却する。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件に規定する条件に該当しなくなったことにより、新株予約権を行使できなかった場合、及び新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は当該新株予約権については無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(10) 細目事項

新株予約権に関する細目事項については、本総会以後に開催される取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する書面により定めるところによる。

(注) 上記の決議は、平成14年6月28日開催予定の当社第13回定時株主において、「株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件としております。

以上